

令和4年度 第1回 宗像市文化財保存活用地域計画協議会

期日：令和5年3月2日（木）

時間：15時15分から

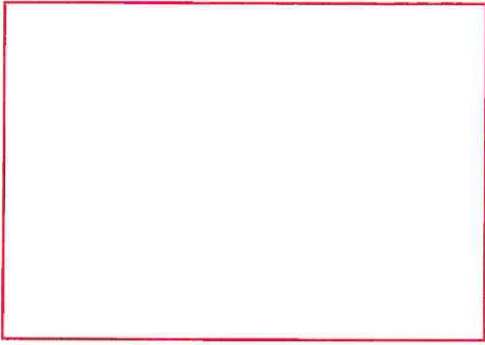
会場：海の道むなかた館 講義室

次 第

1. 開会あいさつ
2. 委員あいさつ
3. 会長・副会長の選任
4. 議事の作成方法について
5. 議事
 - 1) 文化財保存活用地域計画の認定について（資料1、2）
 - 2) 進捗管理について（資料3、当日資料）
6. その他
7. 閉会あいさつ

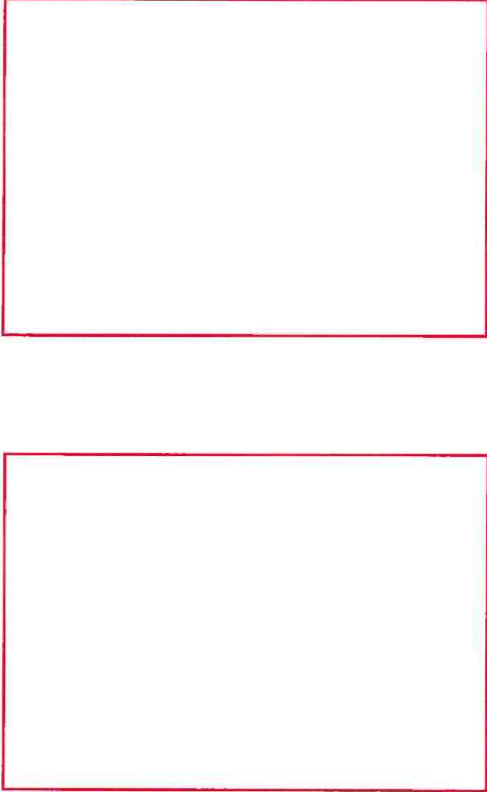
方針別シート

基本方針 1	関わる人々の連携・協働・協力に関する取組
文化財部局だけでなく、関連機関・部局・市民・専門家などが交互に関わり合いながら、それぞれの立場を活かし、役割を明確にしながら歴史文化遺産の保存と活用に取り組む。	
■重点的な取組	
<input type="checkbox"/> 地域との協働	
取組（状況を示す写真や資料等）	
<p>121頁記載の事項について、実施や進捗状況について、写真等を用いながら記載する。</p> <p>記載に際しては、回数、件数などの情報も記載する。</p> <div data-bbox="890 613 1378 958" style="border: 1px solid red; width: 306px; height: 154px; margin-left: auto; margin-right: auto;"></div>	
自己評価（課題、対応方針等）	
実施にあたって、上手くいった点や課題等を記載し、次年度以降の取組の方法や手段に反映させる。	
■日常的な取組	
<input type="checkbox"/> 文化財専門職員のマネジメント能力の向上	
取組（状況を示す写真や資料等）	
<div data-bbox="879 1473 1367 1818" style="border: 1px solid red; width: 306px; height: 154px; margin-left: auto; margin-right: auto;"></div>	
自己評価（課題、対応方針等）	

□行政内部における関係部局との連携
取組（状況を示す写真や資料等）

自己評価（課題、対応方針等）

以降、同様に方針2 調査研究の推進、方針3 伝え共有する、方針4 次世代への確
実な継承の基本方針ごとに方針別シートを作成する。

効果シート

項目
定性的・定量的に評価できる指標を用いる。（例：住民意識等）
内容（状況を示す写真や資料等）
グラフ等を用い、状況や推移等について記載する。 
自己評価（課題、対応方針等）
状況や推移等の分析を行い、課題や対応方針を記載する。

コメントシート


文化財保存活用計画協議会等におけるコメント

文化財保存活用地域計画協議会、文化財保護審議会の意見を記載。

宗像市文化財保存活用地域計画協議会（令和〇年〇月〇日開催）



宗像市文化財保護審議会（令和〇年〇月〇日開催）



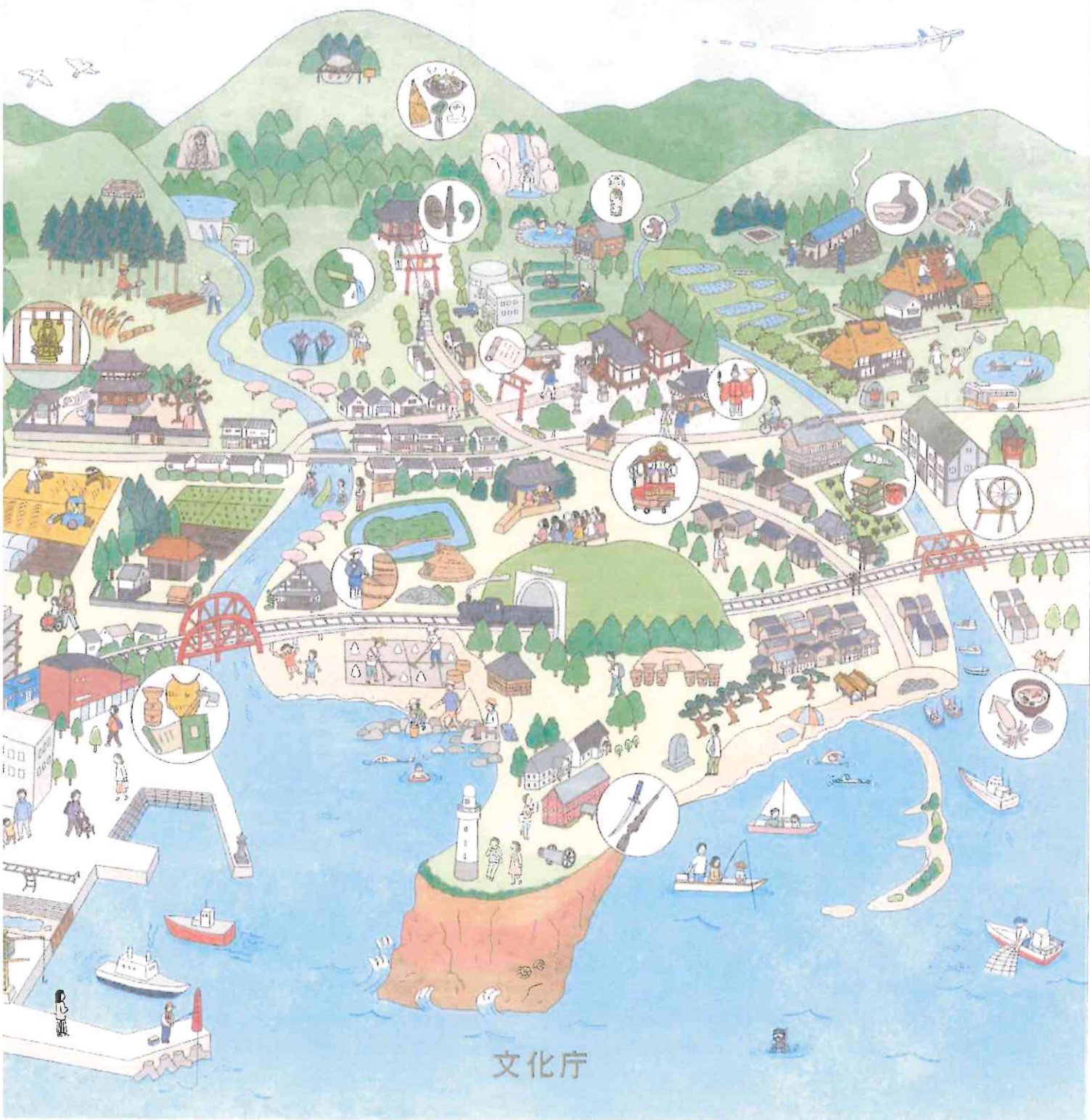
今後の対応

コメントを受け、事務局側の対応方針について記載。

地域総がかりでつくる

文化財保存活用 地域計画

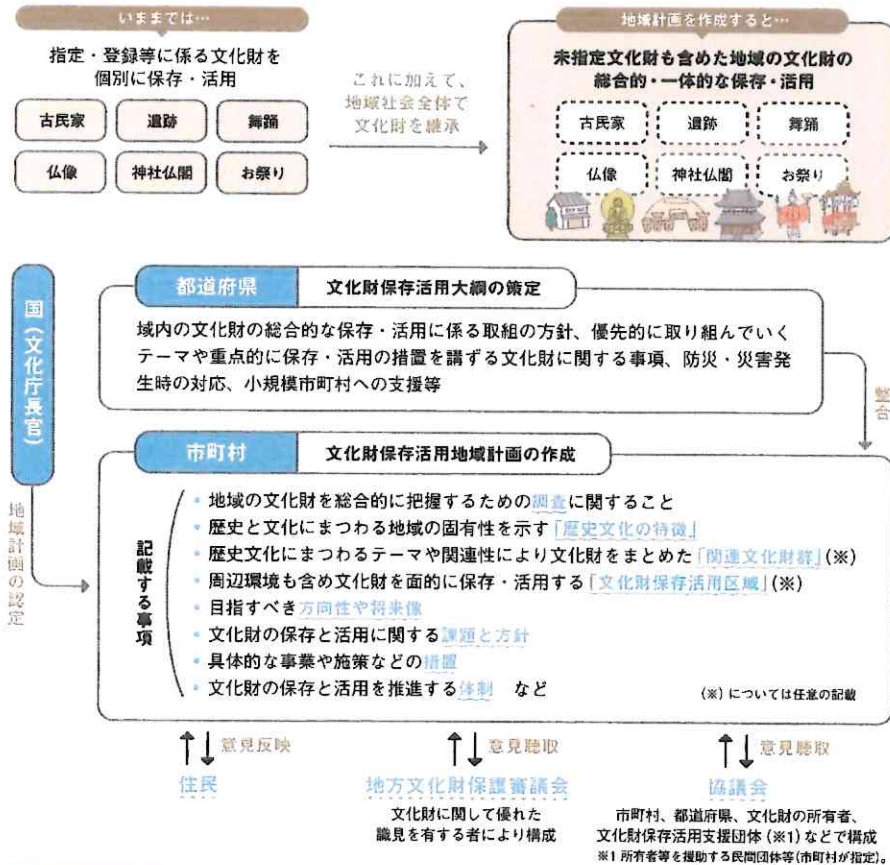
—歴史文化で魅力ある地域へ—



01. 文化財保存活用地域計画とは？

文化財保存活用地域計画は、文化財保護法に位置付けられた市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画であり、市町村の総合計画の下に体系づけられるものです。地域の歴史や文化にまつわるコンテキストに沿って多様な文化財を俯瞰し、総合的・一体的に保存・活用することにより、地域の特徴をいかした地域振興に資するとともに、確実な文化財の継承につなげるものです。文化財保護行政の中・長期的な基本方針を定めるマスタープランと、短期的に実施する具体的な事業を記載するアクションプランとしての両方の役割を担います。

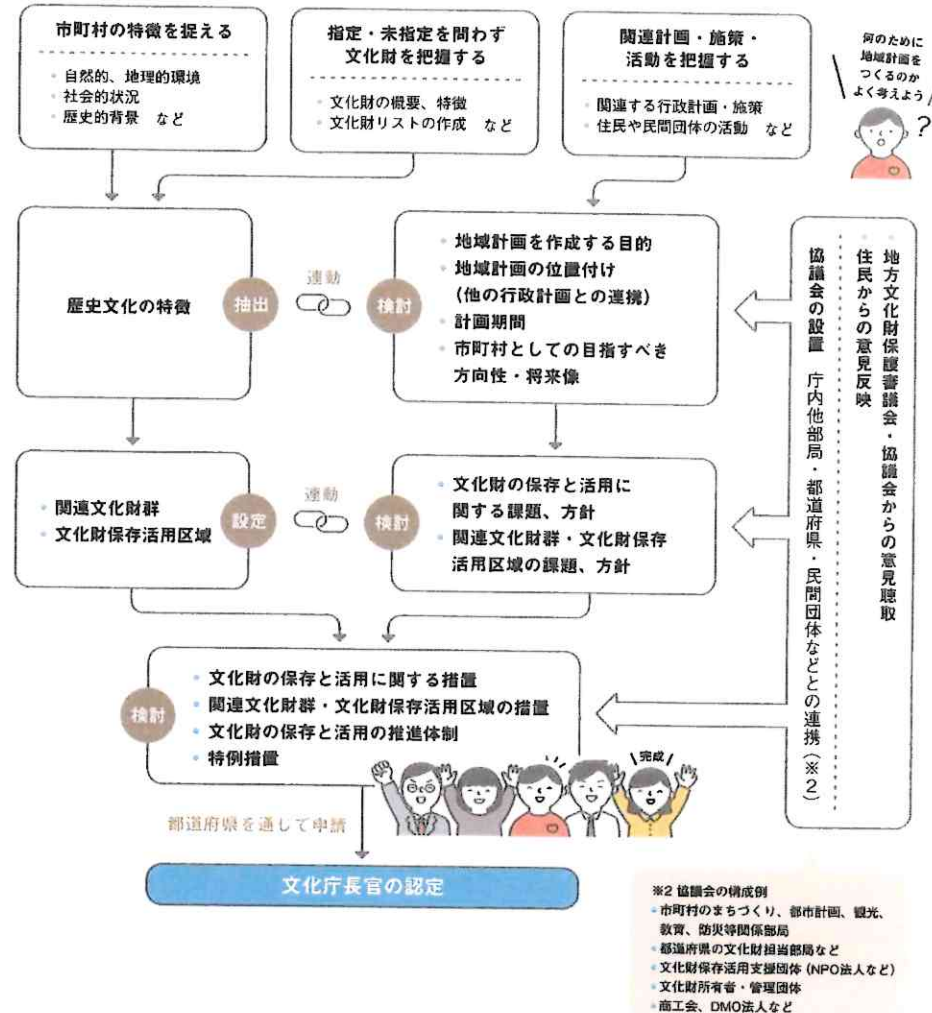
この計画を作成・実施することにより、住民・民間団体・文化財部局・庁内関係部局などが地域総がかりで文化財を守り、いかし、伝える体制の構築を図り、文化財の存続につなげていくことが期待されています。



認定市町村が感じた地域計画作成のメリット

- 文化財保護におけるビジョンの共有
 - 中・長期的な方針や具体的な事業の可視化による計画的な行政運営
 - 文化財保護行政への他部局・上層部の理解促進
 - 地域計画作成時の連携体制が事業計画の推進に寄与
 - 住民、関係団体、庁内各課、他地域などとの連携強化
 - 作成に伴う調査での文化財及び類型を越えた文化的遺産の把握
 - 関連文化財群の設定による地域住民の文化財への興味喚起と交流活性化
 - 補助率加算などの国庫補助事業における優遇
- 地域計画認定市町村へのアンケート(2020年10月)より

02. 文化財保存活用地域計画 作成の流れ



03. 認定の基準

文化庁長官による認定には次に掲げる要件を満たしていることが必要です。

- 文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものと認められること
- 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること
- 文化財保存活用大綱が定められているときには、当該大綱に照らし適切なものであること

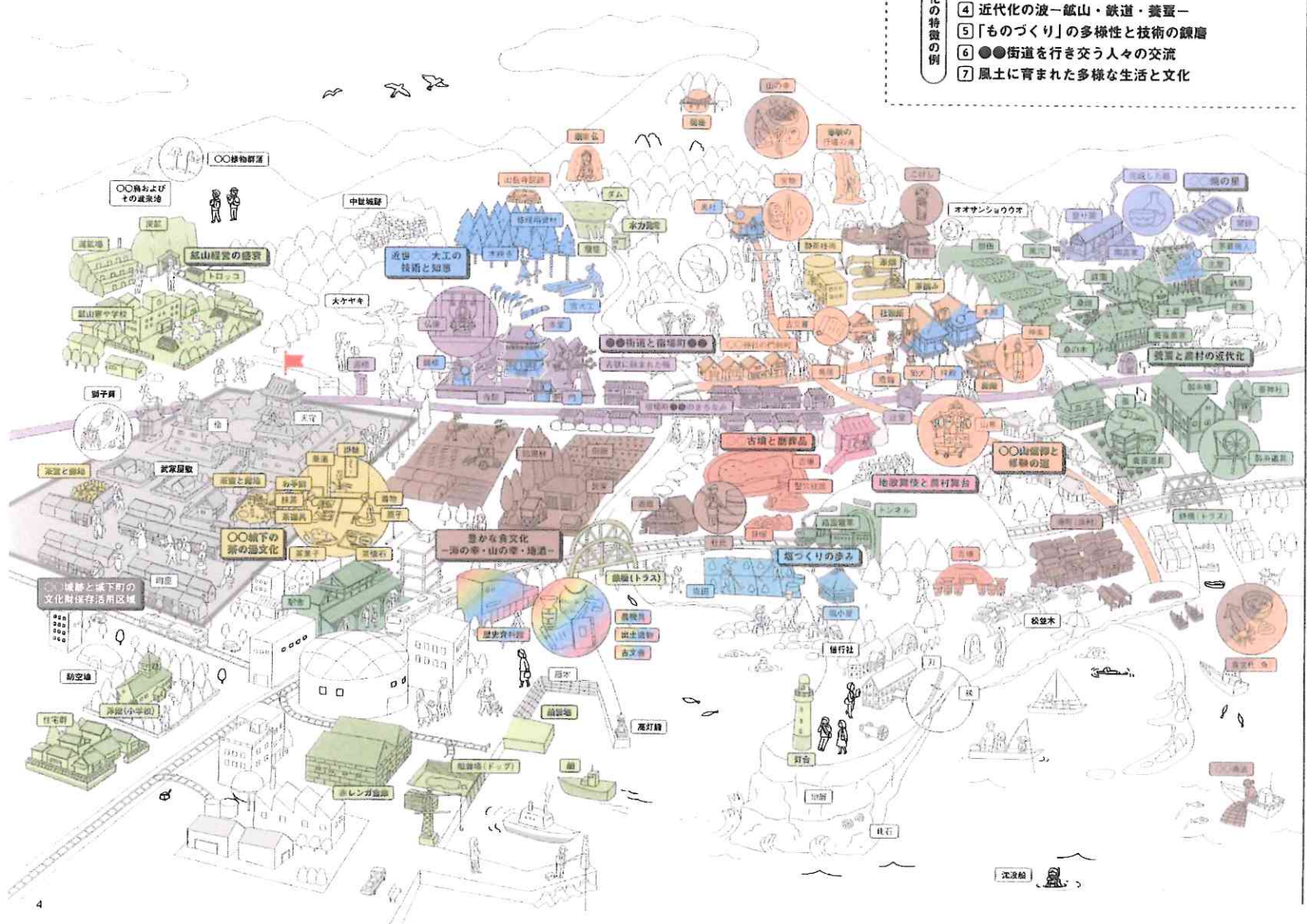
認定を受けた場合の特例措置

- 国の文化財登録原簿への登録の提案
- ボトムアップでの未指定文化財の保護の推進
- 町村への一部事務の権限移譲
- 認定町村における円滑な計画の実施

04. 文化財を総合的・一体的に把握する方法

—歴史文化、関連文化財群、文化財保存活用区域の考え方—

歴史文化の特徴に基づき関連文化財群や文化財保存活用区域を設定することによって、域内に散在している文化財を俯瞰した保存と活用のプランニングが可能になります。歴史的・文化的・地域的な関連性やテーマによりまとまりとして捉えた文化財群、文化財が集積しているエリアとその周辺環境を面的に捉えた区域を設定して、歴史文化をいかした文化財の総合的・一体的な保存と活用につなげましょう。



歴史文化とは

地域に固有の風土の下、先人によって生み生まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果及びそれが存在する環境を総合的に把握した概念。地域の歴史や文化にまつわるコンテキスト。歴史文化の特徴は、地域らしさ、地域の特徴をあらわす。

- 歴史文化の特徴の例
- 1 ○○国の繁栄
 - 2 ●●信仰により特徴付けられる信仰の固有性
 - 3 ●●藩により形成された地域の骨格と文化
 - 4 近代化の波—鉱山・鉄道・養蚕—
 - 5 「ものづくり」の多様性と技術の継承
 - 6 ●●街道を行き交う人々の交流
 - 7 風土に育まれた多様な生活と文化

関連文化財群とは

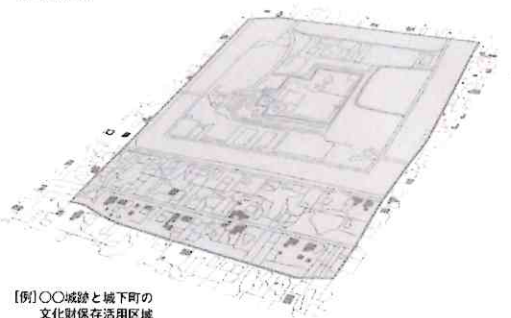
指定・未指定に関わらず多種多様な有形・無形の文化財を、歴史文化に基づく関連性、テーマ、ストーリーによって一定のまとまりとして捉えたもの。群を構成する複数の文化財を総合的・一体的に保存・活用するための枠組。まとまりを持って扱うことで、未指定文化財についても構成要素としての価値付けが可能となり、また、相互に結びついた文化財の多面的な価値・魅力を明らかにすることが出来る。

- 関連文化財群の例
- 1 ○○国の繁栄
 - 1-1 ○○古墳と副葬品
 - 2 ●●信仰により特徴付けられる信仰の固有性
 - 2-1 ○○山信仰と修験の道
 - 3 ●●藩により形成された地域の骨格と文化
 - 3-1 ○○城下の茶の湯文化
 - 4 近代化の波—鉱山・鉄道—養蚕—
 - 4-1 鉱山経営の盛衰
 - 4-2 養蚕と農村の近代化
 - 5 「ものづくり」の多様性と技術の継承
 - 5-1 塩づくりの歩み
 - 5-2 近世○○大工の技術と知恵
 - 5-3 ○○焼の里
 - 6 ●●街道を行き交う人々の交流
 - 6-1 ●●街道と宿場町●●
 - 7 風土に育まれた多様な生活と文化
 - 7-1 地歌舞伎と農村舞台
 - 7-2 豊かな食文化—海の幸・山の幸・地酒—

文化財保存活用区域とは

このマップの範囲

文化財が特定の範囲に集積している場合に、当該文化財(群)をその周辺環境も含めて面的に保存・活用するために設定するもの。域内の地区特性や歴史文化に応じて市町村が独自に設定する戦略的な計画区域。多様な文化財が集中する区域を設定して保存・活用を図ることで、魅力的な空間の創出につながることを期待される。



[例]○○城跡と城下町の文化財保存活用区域

05. 文化財の総合的・一体的な保存と活用の取組

都道府県の文化財保存活用大綱や市町村の総合計画などを勘案し、歴史文化や地域の実状を踏まえた上で文化財保護行政としての将来像・方向性を掲げましょう。その実現には、文化財の保存と活用に関する課題を捉え、文化財を総合的・一体的に把握する方法も用いながら、住民や民間団体、関係部局などと連携をはかり、解決策となる中・長期的な方針をたてる必要があります。その上で、計画期間内に実施していく措置の具体的な内容を記載します。措置については、円滑かつ確実な実施のため主体やスケジュールの明示が求められます。また、措置数が多い場合、重点事業を設定するなど優先順位をつけることも有効です。

域内全体を対象に実施する措置

- 文化財保護推進委員制度の創設
- 文化財保存活用支援団体制度の創設
- 古文書の所在調査
- 文化財ハードマップの作成
- 文化財防災マニュアルの作成
- 文化財データベースの作成、HP・アプリの開発
- お宝掘り起こし住民ワークショップ
- 地域遺産制度の創設
- エコミュージアム構想の検討
- 限界集落における文化財の総合的記録
- 域内回遊を促進する交通施策検討
- オーバーツーリズム緩和施策の検討
- 地名の由来を活かした事業の検討

3 城跡と城下町の文化財保存活用区域

- 【方針】**
- 城跡及びその周辺の歴史的なまちなみの整備とともに伝統的な生活文化の振興をはかり、それらを活かして観光の促進につなげる。
- 【措置】**
- 石垣の整備
 - 馬場の整備
 - 天守閣資料館の展示更新
 - 歴史的建造物の調査と修理助成
 - 町家の分散型ホテルへの改修
 - 土蔵をカフェに改修
 - 景観規制
 - 無電柱化と道路美観化、歩道整備
 - 屋外広告物規制
 - トイレ洋式化事業
 - 〇〇家の茶室と露地の整備
 - 〇〇家の歴史資料の整理と調査
 - 寄付教会の開催
 - 懐石料理教室の開催
 - 茶室の開催
 - 獅子舞の記録作成
 - 城下町の武家文化体験（リビングヒストリー）
 - サインの多言語化
 - DMOと連携した散策マップの作成
 - 著名人によるSNSでの魅力発信
 - ボランティアガイドの育成

5.2 近世〇〇大工の技術と知恵

- 【方針】**
- 近世〇〇大工の技術を伝える歴史的建造物の保存をはかるために、文化財保存のための種々の技術の継承と原材料の確保に取り組み。また、伝統技術の情報発信と普及をすすめる。
- 【措置】**
- 文化財を保存するために必要な技術・材料の調査
 - 大工道具製作技術継承者への支援
 - 大工道具製作技術継承者への支援
 - 伝統技術継承者への顕彰制度の創設
 - 全管壁と畳の復興
 - 〇〇寺鐘樓の解体修理
 - 大工道具製作技術継承者への支援
 - 伝統技術継承者への顕彰制度の創設
 - 全管壁と畳の復興

- 凡例**
- 内は主体
 - 文化財保護部局
 - 行政他部局
 - 文化財所有者
 - 住民
 - 民間団体
 - 歴史博物館
 - 大学

- ### 2.1 〇〇山信仰と修験の道
- 【方針】**
- 過疎化や少子高齢化などにより維持管理が困難な〇〇山信仰にまつわる文化財の保存に係る事業を実施し、当地に根付いた信仰文化の歴史的価値の継承をはかるとともに、情報発信に努める。
- 【措置】**
- 〇〇神社社殿の屋根修繕・防災設備の設置
 - 〇〇古文書の修繕
 - 〇〇古文書の調査
 - 社務所模様の修理及び高精細レプリカ作成
 - 取巻庫の改修
 - 境内古本市（ユニークベニュー）の開催
 - 舞殿での雅楽の演奏会（ユニークベニュー）
 - 山車の修理
 - 行事・祭礼の調査およびデジタル記録作成
 - 修験道ルートの確認と散策路整備
 - 修験道ルートのサイン整備
 - 舞殿での雅楽の演奏会（ユニークベニュー）
 - 春と秋の文化財の特別公開
 - 古文書を模倣に文書の復元

- ### 4.2 養蚕と農村の近代化
- 【方針】**
- 地域おこし協力隊と住民が連携し、養蚕の近代化に伴い隆盛した農村の魅力を活かして、賑わいを創出する。
- 【措置】**
- 兼住宅土塼の修理
 - 兼住宅土塼の整備
 - 兼住宅の農泊への改修
 - 畑田のライトアップ
 - 風穴のサイン整備
 - ボランティアによる桑畑の清掃
 - ☆兼住宅で地域おこし協力隊による郷土料理レストラン開設
 - 蚕糸資料館の整備
 - ガイド話術・インフォメーションセンター整備
 - 糸紡ぎ体験

- ### 4.1 〇〇街道と宿場町
- 【方針】**
- 住民や寺院と連携し、文化財を活用した観光を進め、地域振興を図る。
- 【措置】**
- 〇〇街道の美観化・サイクルロードの整備
 - PFで旅館を宿泊施設に改修・運営
 - 〇〇家住宅を自転車と泊まる宿泊施設に改修
 - 〇〇家住宅でのブルーワーカー・カフェ
 - レンタサイクルの整備
 - 仏像の詳細調査と修理
 - 寺院での産物体験・コンサート等（ユニークベニュー）
 - まちなみをいかしたアートフェスティバルの開催
 - 特産品をいかした土産物の開発と販売
 - 石地蔵の修復
 - 解説板の多言語化
 - ボランティアガイドの育成
 - 歴史博物館の開催・副読本の作成

- ### 5.3 豊かな食文化 一海の一山の一寺の一酒
- 【方針】**
- 地域の魅力を再発見し、豊かな食文化及び関連する習俗の普及発展に取り組む。
- 【措置】**
- フェノロジーカレンダーの作成
 - 温泉街を巡るコースの造成・モニターツアーの実施
 - 郷土食・名物の調査
 - 農村レストランの開設
 - 漁労習俗に関する記録作成
 - 酒づくりに関するパンフレットの作成
 - 田舎の公開・レストランの出店
 - 田舎酒・ラベルをブランド化した酒の開発
 - 田舎オーナー制度による米づくり

- ### 1.1 〇〇古墳と副葬品
- 【方針】**
- 調査等で明らかになった情報を郷土学習にいかし、理解促進につなげ、郷土愛を醸成する。
- 【措置】**
- ドローン・VRによる古墳解説映像の作成
 - 文化財副読本の作成
 - 学生を対象とした発掘体験
 - 3Dスキャナによる副葬品のレプリカ作成
 - 住民ガイドの育成
 - 調査成果のアーカイブ化
 - 専門職による出前授業

- ### 7.1 地歌舞伎と農村舞台
- 【方針】**
- 地歌舞伎と農村舞台を一体として存続を図る。
- 【措置】**
- 農村舞台の耐震補強
 - 地歌舞伎衣装の縫い
 - 地歌舞伎の公演
 - ARグラスによる歌舞伎の解説
 - こども歌舞伎の後継者育成



※措置は、全域を対象に実施するもの、関連文化財群や文化財保存活用区域ごとに実施するものなどに分け、それぞれ記載します。図の措置は一例です。

文化財保存活用地域計画の関連法令

文化財保存法(抜粋)

文化財保存活用大綱(第百八十三条の二) 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に關する総合的な大綱(次項及び次条において「文化財保存活用大綱」といふ)を定めることとする。

2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

(文化財保存活用地域計画の指定) 第百八十三条の三 市町村の教育委員会(地方文化財保護協議会を含む)は、文化庁長官の認可を得て定めるところにより、当該文化財保存活用大綱が定められた区域に、当該文化財保存活用大綱を適用する区域(以下「文化財保存活用地域計画」といふ)を指定し、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

3 市町村の教育委員会は、文化財保存活用地域計画に對する認可申請書は、あらかじめ、公聴会を開催し、その結果を反映させるために、必要となる事項を明らかにし、かつ、地方文化財保護協議会(第百八十三条の九第一項に規定する協議会が組織された場合)又は、地方文化財保護協議会及び当該協議会(第百八十三条の五第二項において同じ)の意見を聴かなければならない。

4 文化財保存活用地域計画は、地域における歴史的環境の維持並びに向上に關する法律(平成二十年法律第四十号)第五十一条に規定する歴史的環境維持向上計画に定められるときは、当該歴史的風景維持向上計画との調和が保たれたものでなければならない。

文化庁長官の権限(抜粋)

5 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その文化財保存活用地域計画が次の各号のいずれにもその認定をするものとする。

一 当該文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 四角つ、曲線に裏書きされる見込まれるもの。

三 文化財保存活用大綱が定められているものは、当該文化財保存活用大綱に照らし適切ものであること。

6 文化庁長官は、前項の規定をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じて関係行政機関の長に通知しなければならない。

7 文化庁長官は、当該認定を受けたときは、遅滞なく、その旨を当該認定申請をした市町村の教育委員会に通知しなければならない。

8 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けるときは、遅滞なく、当該認定に係る文化財保存活用地域計画を公表するよう努めなければならない。

9 認定を受け、文化財保存活用地域計画の変更(第百八十三条の四) 前条第五項の規定を受け、市町村(以下「市町村」といふ)の教育委員会は、当該認定を受け、文化財保存活用地域計画の変更(文部科学省令で定める範囲の変更を除く)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

10 認定を受け、前条第五項の規定を受け、市町村(以下「市町村」といふ)の教育委員会は、前項の認定を受けたときは、遅滞なく、その旨を当該認定申請をした市町村の教育委員会に通知しなければならない。

11 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けるときは、遅滞なく、当該認定に係る文化財保存活用地域計画を公表するよう努めなければならない。

文化財保存活用地域計画の作成(抜粋)

12 市町村の教育委員会は、市町村(以下「市町村」といふ)の区域に、文化財保存活用地域計画を作成し、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

13 市町村の教育委員会は、前項の規定を受け、文化財保存活用地域計画を作成し、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

14 市町村の教育委員会は、前項の規定を受け、文化財保存活用地域計画を作成し、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

15 市町村の教育委員会は、前項の規定を受け、文化財保存活用地域計画を作成し、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

16 市町村の教育委員会は、前項の規定を受け、文化財保存活用地域計画を作成し、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

17 市町村の教育委員会は、前項の規定を受け、文化財保存活用地域計画を作成し、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

文化財保存活用地域計画の認定(抜粋)

18 市町村の教育委員会は、市町村(以下「市町村」といふ)の区域に、文化財保存活用地域計画を作成し、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

19 市町村の教育委員会は、前項の規定を受け、文化財保存活用地域計画を作成し、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

20 市町村の教育委員会は、前項の規定を受け、文化財保存活用地域計画を作成し、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

21 市町村の教育委員会は、前項の規定を受け、文化財保存活用地域計画を作成し、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

22 市町村の教育委員会は、前項の規定を受け、文化財保存活用地域計画を作成し、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

23 市町村の教育委員会は、前項の規定を受け、文化財保存活用地域計画を作成し、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

文化財保存活用地域計画の変更(抜粋)

24 市町村の教育委員会は、市町村(以下「市町村」といふ)の区域に、文化財保存活用地域計画を作成し、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

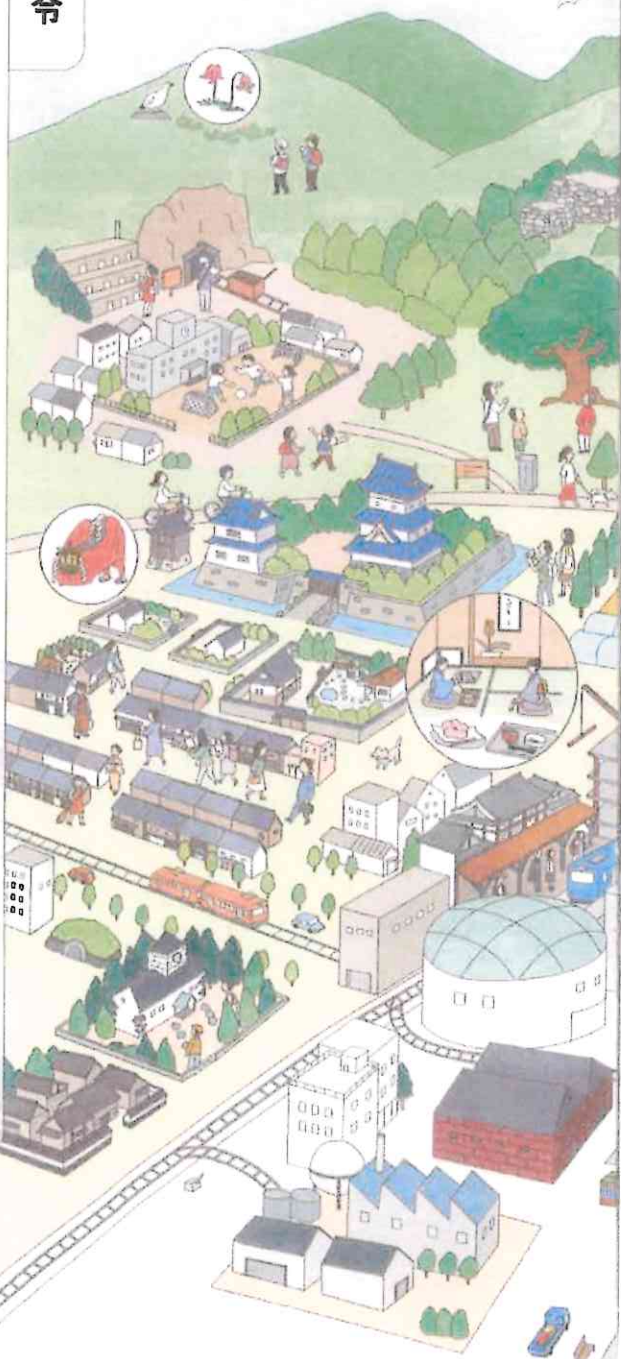
25 市町村の教育委員会は、前項の規定を受け、文化財保存活用地域計画を作成し、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

26 市町村の教育委員会は、前項の規定を受け、文化財保存活用地域計画を作成し、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

27 市町村の教育委員会は、前項の規定を受け、文化財保存活用地域計画を作成し、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

28 市町村の教育委員会は、前項の規定を受け、文化財保存活用地域計画を作成し、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

29 市町村の教育委員会は、前項の規定を受け、文化財保存活用地域計画を作成し、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。



文化庁 地域文化創生本部
〒605-8505
京都市東山区東大路通松原上る三丁目毘沙門町43-3
TEL 075-330-6720 e-mail bunkakanko@mext.go.jp

宗像市文化財保存活用地域計画 ～みんなで取り組み未来（あす）へつなぐ～

計画期間：令和3～12年度

認定日：令和3年7月16日

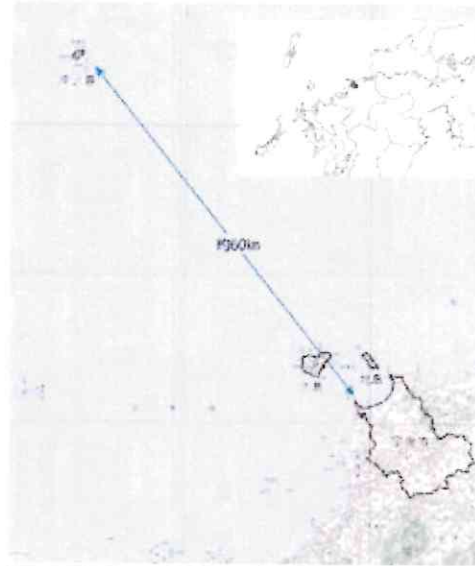
▼ 計画作成の背景と目的

宗像市は福岡県の北部、福岡市と北九州市の中間に位置し、豊かな自然環境に恵まれた歴史と文化の息づくまちである。

宗像市は多様な歴史的背景のもと独自の歴史文化を形成してきた。その中から生まれた多種多様な歴史文化遺産は、今も数多く受け継がれ市民にとって誇りとなっている。

しかし、近年、少子高齢化や地域コミュニティ活動の衰退などにより歴史文化遺産を取り巻く周辺環境は大きく変化し、担い手の減少などによって地域の歴史文化遺産の継承が困難になり、その価値が認識されないまま失われつつあるという課題を抱えている。

地域計画は、歴史文化遺産を次世代に確実に継承する取り組みを関わる人々との連携によって進め、さらにこれらを地域活性化や地域課題の解決などに活かすために作成するものである。



▼ 宗像市の歴史文化遺産※1



令和3年3月31日現在
指定文化財の数:77件
未指定の歴史文化遺産:9,522件

▼ 歴史文化の特徴※2

豊かな自然と連綿と続く人々の営み

九州本島と離島からなる宗像市には、玄界灘の澄んだ海、緑豊かで季節の移ろいを感じさせる四塚連山の山々、命の源である釣川など豊かな自然がある。人々は長い歴史の中で、自然の恩恵を受け利用し連綿と生活を営んできた。

海と陸の道

沿岸部にある宗像市は、古来より海を介した交流が盛んだった。また、陸では官道が通り、近世には唐津街道が整備され宿場町がつけられた。宗像市にはこれらを介し多くの「ひと」「もの」が往来し形成された歴史文化がある。

受け継がれる信仰

宗像市では、様々な場所で昔の記憶を今に伝える信仰や祭が受け継がれている。世界遺産の顕著な普遍的価値のひとつである宗像三女神信仰は、宗像市にある様々な信仰の象徴で、沖ノ島に宿る神への信仰にはじまり、約1,600年間守り伝えられてきた。

郷土の偉人

宗像市は産業や教育など地域の発展に貢献した数多くの人物を輩出してきた。各地に残る顕彰碑や現在も続く顕彰活動からは、「宗像のために」と尽くした先人の偉業を讃え、その精神を受け継ごうとする人々の思いが伝わる。

▼ 推進体制

行政：【宗像市】	危機管理課・秘書政策課 経営企画課・環境課 コミュニティ協働推進課 健康課・都市計画課 商工観光課・農業振興課 水産振興課
	【教育委員会】教育政策課・図書課・世界遺産課
附属機関：	宗像市文化財保護審議会 宗像市史跡保存整備審議会 宗像市文化財保存活用地域計画協議会 宗像市歴史的風致維持向上計画推進協議会（ほか）
地域：	所有者・市民活動団体・高校・大学 など

※1 歴史文化遺産 次世代に継承すべき歴史・社会・自然を反映した「ばしょ」「もの」「こと」「ひと」

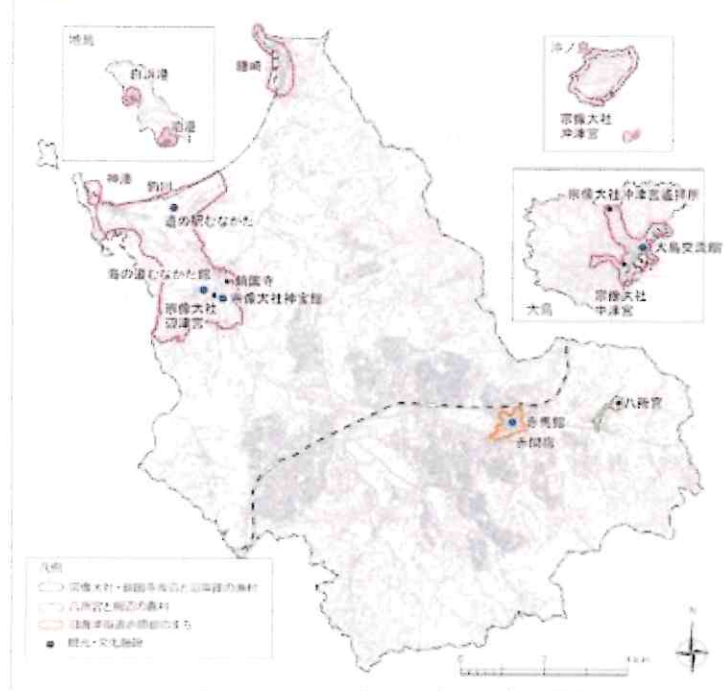
※2 歴史文化 互いに関係性のある「ばしょ」「もの」「こと」「ひと」の歴史文化遺産と様々な要素が一体となったもの

7つの関連歴史文化遺産群※3

宗像市の歴史文化



3つの歴史文化遺産保存活用区域※4



宗像大社・鎮国寺周辺と沿岸部の漁村

本市のシンボルである宗像大社・鎮国寺と、その信仰を支えた沿岸部や離島の浦々を含めた範囲。寺社などの歴史的建造物が残り、海の守護神・宗像三女神への信仰など、海に生きる人々の日々の祈りや祭が現在も続いている。



八所宮と周辺の農村

吉留地区の八所宮と300年以上続く御神幸祭の経路を含む範囲。八所宮境内には江戸中期の本殿・拝殿などの歴史的建造物とそれらを囲む社叢がよく守られている。御神幸祭の経路周辺には素朴な農村風景が広がり、今も続く酒蔵の茅葺き建物が残る。



旧唐津街道赤間宿のまち

江戸時代、唐津街道沿いの宿場町である赤間地区の赤間宿跡と赤間祇園祭の経路を含めた範囲。宿場跡には歴史を感じさせる町屋が立ち並び、酒造りなどの伝統的生業や400年以上の歴史を持つ赤間祇園祭などが続けられている。



※3 関連歴史文化遺産群 歴史文化の特徴に基づくテーマやストーリーなどに沿って歴史文化遺産を一定のまとまりとして捉えたもの

※4 歴史文化遺産保存活用区域 歴史文化遺産が特定の場所に集中している場合、その周辺環境を含め歴史文化遺産を核として文化的な空間を創出するための計画区域

目指す将来像

歴史文化遺産を過去から現在へつなぎ歴史文化を継ぎ育む調和のとれたまち

将来像実現に向けての視点

人がつながる

価値や魅力の再発見

過去と現在をつなぐ

未来へつなぐ

将来像の実現に向けた課題

「人がつながる」に関する課題

- ・情報共有や連携不足
- ・保存と活用の体制が未整備

「価値や魅力の再発見」に関する課題

- ・調査研究が不十分な分野がある
- ・過去の調査研究の把握・整理が不十分

「過去と現在をつなぐ」に関する課題

- ・魅力や価値を充分伝えきれていない
- ・魅力・効果的な見せ方・伝え方が不十分
- ・歴史文化遺産を公開する整備が不十分

「未来へつなぐ」に関する課題

- ・資金・人材不足で保存が困難
- ・防火防犯の体制や施設の未整備
- ・収蔵施設老朽化、収蔵空間限界

歴史文化遺産の保存・活用の方針

「関わる人々の連携・協働・協力」

- ・専門職のマネジメント能力向上
- ・関係部局との連携
- ・地域との協働
- ・専門家との協力関係

「調査研究の推進」

- ・幅広い分野の調査研究の推進
- ・調査研究資料の収集・整理

「伝え共有する」

- ・多様なニーズや個々への理解への配慮
- ・観光振興や地域活性化の視点で活用
- ・保存意識醸成や地域課題の解決につながる事業の展開 など

「次世代への確実な継承」

- ・文化財指定等による保護
- ・未指定歴史文化遺産の保護検討
- ・人材育成
- ・防犯・防災の取組強化 など

歴史文化遺産の保存・活用に関する重点措置

地域との協働

- 指定等文化財所有者連絡協議会（仮称）の設立
[防犯防災など保存と活用の情報共有・一斉公開・連携活用イベントなど]
- 歴史文化遺産保存活用団体連絡協議会（仮称）の設立
[活動に関する情報交換・連携活用イベント・協働による調査研究など]
- 歴史文化遺産保護指導委員の設置 [歴史文化遺産の巡回]



- 取組主体: 行政・所有者・地域
- 計画期間: R3～12年度

「ばしょ」「もの」「こと」「ひと」総合調査

調査研究が不十分な分野の総合調査を実施、リストを充実させ、指定文化財候補や市登録制度創設時の参考にし、災害発生時はリストに基づき状況把握する。

- 悉皆調査
- 聞き取り調査
- 歴史文化遺産リストの更新
- 関連歴史文化遺産の設定 など



- 取組主体: 行政・所有者・地域
- 計画期間: R3～12年度

歴史文化遺産を知り学ぶ機会の創出 学校教育での歴史文化遺産学習の推進 戦略的な情報発信

宗像市の歴史を理解し、歴史文化遺産の保存意識の向上を図るとともに、世界遺産や多様な歴史文化遺産を学ぶ機会を創出し、地域への誇りや愛着を持つ心を養う。また、各媒体の利点を活かし、効果的な情報発信を実施する。

- むなかた電子博物館の充実
- ふるさと学習（世界遺産学習）の実施
- SNSの活用 など



- 取組主体: 行政
- 計画期間: R6～12年度

市民遺産（むなかた遺産 （仮称））制度の検討 及び 財政支援の検討

未指定等の歴史文化遺産を保護するため、市民遺産制度や市登録制度を創設、公的財政支援や民間資本の活用を検討する。



MUNAKATA
HERITAGE

- 取組主体: 行政・所有者・地域
- 計画期間: R6～12年度

歴史文化遺産保存活用区域 「宗像大社・鎮国寺周辺と沿岸部の漁村」

□ 景観など周辺環境の保全

歴史文化の特徴「豊かな自然と連綿と続く人の営み」「信仰の継承」が感じられる魅力的な空間を創出するため、景観などの周辺環境の保全に関する事業を実施。

【措置】

- 無電柱化
- 景観阻害要因の修景・除却
- 道路美装化

- 行政・所有者・地域 ■ R3～12年度
- 道路附属物の修景
- 便益施設等の整備 など

□ 「ばしよ」の保存と活用

生活空間である漁村、信仰空間である神社・寺院境内を次世代に継承するため、価値や魅力を高めるための調査研究や、伝え共有するための整備、観光振興や地域活性化などに資する事業を実施。

【措置】

- 祭祀遺跡の調査研究
- 境内（社叢）整備・維持管理
- 解説版設置

- 行政・所有者・地域 ■ R3～12年度
- ユニークベンチャー
- 漁村や社寺における滞在型体験事業 など

□ 「もの」の保存と活用

構成歴史文化遺産である神社・寺院建造物や漁具・祭礼具などの調査研究を行い価値や魅力を高め、次世代に確実に継承するため、文化財指定等・防災・防犯設備整備・修理・修復などに取り組む。

【措置】

- 社寺建造物の専門調査
- 指定等建造物の修理・修復
- 指定等建造物の防災防犯設備整備
- 国文化財登録原簿への登録
- 整備公開・維持管理

- 行政・所有者・地域 ■ R3～12年度
- 漁具の調査研究
- 祭礼具の調査研究
- 宗像大社文書の調査研究
- 沖ノ島祭祀遺跡出土品の保存修理 など

□ 「こと」「ひと」の保存と活用

構成歴史文化遺産である宗像三女神信仰や宗像大社みあれ祭などの年中行事など、海の暮らしに関する調査研究を行い価値や魅力を高め、次世代に確実に継承するため、担い手や後継者育成などに取り組む。

【措置】

- 海の暮らしに関する調査研究
- 写真・映像撮影

- 行政・所有者・地域 ■ R3～12年度
- 聞き取り調査
- 担い手・後継者の育成 など

主な構成歴史文化遺産

ばしよ

自然・地理



玄界灘

島

生活・信仰空間



漁村

宗像大社

浦々の恵比寿神社

など

もの

建造物



宗像神社本殿・拝殿

鎮国寺本堂

考古資料



沖ノ島祭祀遺跡出土品

歴史資料



『日本書紀』

『筑前国名所図会』

など

こと

衣食住



のうさば（擲土料理）

生業



漁業

年中行事



宗像大社みあれ祭

信仰



宗像三女神信仰



恵比寿信仰

など

ひと



祭を支える人々



保存と活用に関わる人々

宗像市文化財保存活用地域計画の進捗管理について

1. 文化財保存活用地域計画協議会について

- 文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する方針（平成 31 年 3 月 4 日文化庁）

地域計画の作成・変更及び変更の実施に当たっては、多様な関係者が参画した協議会において検討が行われることが望ましい。

協議会の構成員は、市町村、都道府県、支援団体が基本的な構成員であり、このほか必要に応じて、文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光団体その他の市町村が認めるものを構成員とすることができる。（文化財保護法第 183 条の 9）

- 宗像市附属機関設置条例（平成 15 年 4 月 1 日 条例第 21 号）

文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関すること。

文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整に関すること。

2. 進捗管理について

- 文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する方針（平成 31 年 3 月 4 日文化庁）

地域計画の着実な実施のため、適切に管理を行うと共に、計画期間終了前の適切な時期に自己評価を行い、その結果を次期計画に反映させることが望ましい。

個々の措置等の進捗状況を踏まえ、計画全体の評価を行うことが有効。

地域の実情に応じて適切な指標を設定した上で評価を行うことが考えられる。

必要に応じて、様々な関係者が参画する協議会などの評価を反映させることも有効。

計画期間の途中で中間評価を実施することも計画の進捗管理を行う上で有効であり、中間評価の結果によっては計画の見直しを行うことも考えられる。

3. 本市における文化財保存活用地域計画の進捗管理について

- 宗像市文化財保存活用地域計画（P131・132 より抜粋）

計画、実行、評価、改善からなる PCDA サイクルによって適切に実施する。

予算を投じる必要がある事業については、前年度までに実施計画を策定し、予算を投じる必要のない事業についても、同様に取り扱い、関わる人々と十分な協議を行う。

- 事業は、文化財部局だけでなく、関わる人々の連携・協働・協力により実施する。
- 評価に際しては、進捗管理シートを作成するなどし、計画全体の進捗管理を行う。
- 計画の進捗は、単年度ごとに文化財保存活用地域計画協議会と文化財保護審議会に報告し意見を求める。
- 中長期的視点による評価を取り入れるため、5年が経過した時点で中間評価を行う。
- 計画期間の終了時には10年間の評価総括を行う。
- 問題や課題が明らかになった事業は、適宜、改善見直しを行う。
- 災害等の発生などにより保存・活用について問題が生じた場合や、進捗に変化が生じた場合には、文化財保存活用地域計画協議会に諮った上で柔軟に計画を変更・修正する。

4. 進捗管理シートについて

- シートは単年度ごとに作成する。
 - ※ただし、令和3年度（計画認定初年度）は令和4年度と含めて作成する。
- シートの作成に際しては、「歴史的風致維持向上計画」「世界遺産のあるまちづくり計画」等の関連計画の進捗管理を活用しながら、整合のとれたものとする。
- 本計画の進捗管理は「歴史的風致維持向上計画」の進捗管理（主にハード事業）では、見えづらい取組（ソフト事業）を中心に記載する。
- シートは以下の3項目で構成する。
 - 1) 方針別シート
 - ・4つの基本方針ごとに事業を整理し、写真や資料等を用い当該年度の代表的な取組みを記載する。（方針：P111~118 取組：P121~
 - ・可能な限り定量的評価を行う。
 - ・実施にあたっての課題や対応など、自己評価を記載する。
 - 2) 効果シート
 - ・国の指針に基づき、適切な指標を設定した上で写真や資料等を用い、評価を行う。（例：住民意識等）
 - ・実施にあたっての課題や対応など、自己評価を記載する。
 - 3) コメントシート
 - ・文化財保存活用地域計画協議会と文化財保護審議会から出された意見を記載する。